

宮城大学キャンパス整備委員会運営規程

平成31年4月1日

規程第175号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「規則」という。）第38条第1項の規定により置かれるキャンパス整備委員会（以下「委員会」という。）の組織、管理運営等に関し、規則第38条第5項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 （仮称）デザイン研究棟の施設及び設備の整備に関すること。
- 二 太白キャンパスにおけるラーニングコモンズ（スチューデントコモンズ及びデータ&メディアコモンズ）の施設及び設備の整備に関すること。
- 三 講義室、体育館等学内共用施設及び設備の計画的な修繕及び維持管理に関すること。
- 四 その他本学のキャンパス全体の環境整備のために必要な業務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 委員長及び副委員長
 - 二 各学群及び基盤教育群から推薦された者
 - 三 事務局職員
 - 四 その他委員長が必要と認める者
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 所掌事項に係る検討を効率的に進められるように、委員会にワーキンググループを設置することができるものとする。

(委員長等)

第4条 委員長は、委員会の事務を掌理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員の時はその職務を行う。
- 3 委員長及び副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第1編組織運営 宮城大学キャンパス整備委員会運営規程

(報告)

第5条 委員長は、委員会の運営について、随時、学長に報告するとともに、定期的に教育研究審議会に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告内容について定期的に理事長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局財務課、教務課、学生支援課及び太白事務室において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会及び教育研究審議会の議を経て行うものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則 (R1.5.29 第150回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、令和元年5月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(学部に係る経過措置)

2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における宮城大学キャンパス整備委員会運営規程第3条第1項第2号の規定の適用については、「各学群」とあるのは、「各学群、各学部」と読み替えるものとする。

(宮城大学コモンズ等整備検討委員会運営規程の廃止)

3 宮城大学コモンズ等整備検討委員会運営規程(平成30年宮城大学規程第166号)は、廃止する。

附 則 (R5.10.25 第204回理事会)

この規程は、令和5年10月25日から施行する。

附 則 (R6.3.27 第209回理事会)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。